



第6章 その他

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会設置要綱

(目的)

第1条 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練（以下「訓練」という。）を令和6年度に静岡県において円滑に実施するため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 訓練の実施計画
- (2) 訓練の実施に関し必要な事項
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 実行委員会は、静岡県及び静岡県消防長会をもって組織する。

- 2 実行委員会に委員長を置き、静岡県危機管理監をもって充てる。
- 3 実行委員会に副委員長2人を置き、静岡県消防長会会長及び静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理をもって充てる。
- 4 実行委員会の委員は、静岡県消防長会副会長及び東部地区消防長会会員並びに静岡県東部地域局副局長兼東部危機管理監をもって充てる。
- 5 実行委員会の業務を円滑に推進するため、作業部会を設置し、その運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(職務)

第4条 委員長は、実行委員会を代表し、会議を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が招集して開催する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員は、代理人を委員会に出席させることができる。

第6条 実行委員会委員の任期は、施行日から訓練及び全ての事務処理が終了し、実行委員会の承認をもって解散するまでの間とする。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務を処理するため、静岡県危機管理部消防保安課に事務局を置く。

2 事務局の構成は、事務局長を静岡県危機管理部消防保安課長とし、事務局員は委員長が指名するものとする。

3 事務局に必要な事項は、委員長が別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【令和5年度】

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会名簿

(敬称略)

役職名	所属等	氏名
委員長	静岡県危機管理監	黒田 健嗣
副委員長	静岡市消防局消防長（静岡県消防長会会長）	池田 悦章
副委員長	静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理	滝 明
委員	浜松市消防局消防長（静岡県消防長会副会長）	太田 陽視
委員	駿東伊豆消防本部消防長（静岡県消防長会副会長）	安立 和弘
委員	志太広域事務組合消防長（静岡県消防長会副会長）	大橋 充
委員	下田消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	井上 昌志
委員	熱海市消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	長津 義守
委員	富士山南東消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	羽田 浩二
委員	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	勝間田誠司
委員	富士市消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	清 勇夫
委員	富士宮市消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	鈴木 英之
委員	静岡県賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	沼野 克史
委員	静岡県東部地域局副局長兼東部危機管理監	片岡 達也

【令和6年度】

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会名簿

(敬称略)

役職名	所 属 等	氏 名
委員長	静岡県危機管理監	黒田 健嗣
副委員長	静岡市消防局消防長（静岡県消防長会会長）	池田 悦章
副委員長	静岡県危機管理監代理兼危機管理部部長代理	滝 明
委 員	浜松市消防局消防長（静岡県消防長会副会長）	太田 陽視
委 員	駿東伊豆消防本部消防長（静岡県消防長会副会長）	安立 和弘
委 員	志太広域事務組合消防長（静岡県消防長会副会長）	増田 好憲
委 員	下田消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	山本 正直
委 員	熱海市消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	轡田 敏秀
委 員	富士山南東消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	鈴木 清明
委 員	御殿場市・小山町広域行政組合消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	外山 貴彦
委 員	富士市消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	甲田 育広
委 員	富士宮市消防本部消防長（東部地区消防長会会員）	菅原 一朗
委 員	静岡県賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	山梨 義之
委 員	静岡県東部地域局副局長兼東部危機管理監	片岡 達也

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会作業部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会設置要綱第3条第5項の規定に基づき、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会作業部会（以下「作業部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 作業部会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 訓練の計画立案及び実施に関すること。
- (2) 国、関係都道府県及び関係消防機関との連絡調整に関すること。
- (3) その他訓練に関し必要な業務に関すること。

2 作業部会は、委員長から調査、審議等を求められたときは、求められた事項又はそれに基づく意見について協議等をし、委員長に報告するものとする。

(組織)

第3条 作業部会は、静岡県消防長会会長、副会長及び東部地区会員の属する消防本部の警防を担当する課長等並びに静岡県危機管理部消防保安課課長代理及び賀茂地域局参事兼危機管理課長、東部地域局技監兼危機管理課長その他委員長が指名する者をもって組織する。

- 2 作業部会に部会長を置き、駿東伊豆消防本部警防課長をもって充てる。
- 3 作業部会に副部会長を置き、富士市消防本部警防課長をもって充てる。
- 4 作業部会の業務を円滑に推進するため、事務局内にプロジェクトチームを設置し、その運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会議等)

第4条 作業部会の会議は、部会長が招集して開催する。

- 2 会議の議長は、部会長がこれにあたる。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは職務を代行する。
- 4 会議は、代理出席を認める。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

【令和5年度】

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会作業部会名簿

(敬称略)

役職名	所属等	氏名
部会長	○駿東伊豆消防本部警防課長	廣瀬 光晴
副部会長	※富士市消防本部警防課長	箱山 和彦
部会員	◎静岡市消防局警防部警防課長	長井 利規
部会員	○浜松市消防局副参事（警防担当）	石原 徹也
部会員	○志太広域事務組合志太消防本部警防課長	川井 賀行
部会員	※下田消防本部警防課長	笹本 雅彦
部会員	※熱海市消防本部消防署長	鈴木 正人
部会員	※富士山南東消防本部警防救急課長	漆畑 英夫
部会員	※御殿場市・小山町広域行政組合消防本部警防課長	勝間田秀明
部会員	※富士宮市消防本部警防救急課長	太田 寿久
部会員	静岡県危機管理部消防保安課課長代理	鈴木 基寛
部会員	静岡県賀茂地域局参事兼危機管理課長	鈴木 要
部会員	静岡県東部地域局技監兼危機管理課長	板坂 孝司

- ◎ 静岡県消防長会会長の属する消防本部警防課長
- 静岡県消防長会副会長の属する消防本部警防課長等
- ※ 東部地区消防長会会員の属する消防本部警防課長等

【令和6年度】

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会作業部会名簿

(敬称略)

役職名	所属等	氏名
部会長	○駿東伊豆消防本部警防課長	廣瀬 光晴
副部会長	※富士市消防本部警防課長	箱山 和彦
部会員	◎静岡市消防局警防部参与兼警防課長	長井 利規
部会員	○浜松市消防局警防課長	黒川 禎之
部会員	○志太広域事務組合志太消防本部警防課長	浅原 義彰
部会員	※下田消防本部次長兼警防課長	笹本 雅彦
部会員	※熱海市消防本部消防署長	川口 伸洋
部会員	※富士山南東消防本部警防救急課長	室伏 郷志
部会員	※御殿場市・小山町広域行政組合消防本部警防課長	三改木辰也
部会員	※富士宮市消防本部次長兼警防救急課長	天野 進次
部会員	静岡県危機管理部消防保安課課長代理	鈴木 基寛
部会員	静岡県賀茂地域局参事兼危機管理課長	鈴木 要
部会員	静岡県東部地域局技監兼危機管理課長	岡村 修幾

◎ 静岡県消防長会会長の属する消防本部警防課長

○ 静岡県消防長会副会長の属する消防本部警防課長

※ 東部地区消防長会会員の属する消防本部警防課長等

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会事務局運営要領

(趣旨)

第1条 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務を処理するため、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会設置要綱第7条第3項の規定に基づき、事務局の組織及び運営について必要な事項を定める。

(事務局長)

第2条 事務局長は、事務局の事務を統括し、職員を指揮監督する。

(事務局長補佐)

第3条 事務局に、事務局長補佐（総務担当）及び事務局長補佐（訓練担当）を置く。

2 事務局長補佐は、静岡県危機管理部消防保安課課長代理をもって充てる。

(事務局員)

第4条 事務局に、事務局員（総務担当）及び事務局員（訓練担当）を置く。

2 事務局長は、必要に応じて、緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会作業部会（以下「作業部会」という。）の協議を経て実行委員会の承認により、事務局員を増員又は減員することができる。

3 事務局員（総務担当）は、別表1に掲げる静岡県危機管理部消防保安課の職員をもって充てる。事務局員（総務担当）にリーダーを置く。

4 事務局員（訓練担当）は、「緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練実施に係る派遣職員に関する協定書」に基づき静岡県へ派遣された職員をもって充てる。

5 事務局員は、事務局長の命を受けて、別表2に掲げる事務を処理する。

(プロジェクトチーム)

第5条 事務局内に、訓練の企画立案等を行うプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームは、事務局長補佐（訓練担当）及び事務局員（訓練担当）により構成する。

3 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。

4 リーダーはプロジェクトチームの事務を総括し、サブリーダーはリーダーを補佐する。

(専決処分)

第6条 事務局長は、実行委員会の委員長の権限に属する事務のうち、別表3に掲げる事項を専決することができる。

2 事務局長は、前項の規定により専決処分したときは、適宜、作業部会及び実行委員会に報告するものとする。

(文書の取扱い)

第7条 文書の発信者名には、実行委員会の委員長名を用いるものとする。ただし、作業部会に関する文書については作業部会の部会長名を、簡易な文書については事務局長名を用いることができる。

(委員長印)

第8条 事務局で使用する実行委員会委員長印は、別表4のとおりとする。

2 前項の印は、事務局長が保管するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、静岡県
例によるほか、事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

【令和5年度】

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会事務局構成表				
事務局長	静岡県危機管理部消防保安課 課長 櫻井 克俊			
事務局長	訓練担当(プロジェクトチーム)		総務担当	
補佐	課長代理 鈴木 基寛		課長代理 村井 浩	
事務局員	訓練担当(プロジェクトチーム)		総務担当	
	リーダー	主査 草場 大介 (駿東伊豆消防本部)	リーダー	班長 梅原 和也
	サブリーダー	主査 市川 豊 (富士山南東消防本部)	メンバー	主査 山下 力也
	メンバー	主査 渡邊 清輝 (御殿場市・小山町広域行政組合消防本部)		主任 土井 康政
		主査 土屋 亮 (富士市消防本部)		主任 秋野 琢哉
		主査 土屋 有史 (下田消防本部)		主事 吉田 江里
		主任 山口 起 (熱海市消防本部)		
		主任 鎌田 真吾 (富士宮市消防本部)		

【令和6年度】

緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会事務局構成表				
事務局長	静岡県危機管理部消防保安課 課長 櫻井 克俊			
事務局長 補佐	訓練担当(プロジェクトチーム)		総務担当	
	課長代理 鈴木 基寛		課長代理 村井 浩	
事務局員	訓練担当(プロジェクトチーム)		総務担当	
	リーダー	主査 草場 大介 (駿東伊豆消防本部)	リーダー	班長 梅原 和也
	サブリーダー	主査 市川 豊 (富士山南東消防本部)	メンバー	主任 秋野 琢哉
	メンバー	主査 渡邊 清輝 (御殿場市・小山町広域行政組合消防本部)		主任 土井 康政
		主査 土屋 亮 (富士市消防本部)		主任 坂部 直人
		主査 土屋 有史 (下田消防本部)		主事 吉田 江里
		主任 山口 起 (熱海市消防本部)		
		主任 鎌田 真吾 (富士宮市消防本部)		

別表2 (第4条、第5条関係)

担 当	事務分掌
訓練担当	1 訓練の企画立案に関すること 2 訓練会場との調整及び運営に関すること 3 訓練の実施に関すること 4 国及びブロック内各都県との連絡調整に関すること 5 ブロック内各都県の訓練参加部隊の取りまとめ及び連絡調整に関すること 6 実行委員会及び作業部会の会議の開催及び実施内容の調整に関すること
総務担当	1 訓練の広報及び報道対応に関すること 2 訓練当日の式典の運営及び招待者等の取りまとめに関すること 3 その他、訓練担当の分掌に属さない事項に関すること

別表3（第6条関係）

決裁者	専決事項
事務局長	1 各種届出、通知、報告、照会、回答等に関すること 2 会議等の開催に関すること 3 その他、実行委員会の委員長が必要と認める事項

別表4（第8条関係）

職印の種類	職印の書体	職印の形式	職印の寸法
委員長印	てん書	緊急消防援助 隊関東ブロッ ク合同訓練 静岡県実行委 員会委員長印	27mm×27mm



訓練担当（プロジェクトチーム）

実行委員長あいさつ

大規模な災害が発生したとき、全国の消防部隊が被災地の応援に駆け付け、人命救助等を行います。この応援部隊が「緊急消防援助隊」です。

総務省消防庁では、災害時における緊急消防援助隊の活動能力の向上を目的として、毎年、全国を6ブロックに区分して、合同訓練を実施しています。

静岡県は、関東ブロックに属しており、平成26年以来10年ぶりに、この訓練を実施いたします。台風による水害・土砂災害のほか、地震・津波等に備える訓練です。

訓練会場の周辺等の皆様には、ご迷惑をお掛けいたしますが、細心の注意を払って訓練を実施しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

ご見学の皆さまへ

- 駐車台数に限りがありますので、公共交通機関でご来場ください。
- 訓練会場内では、安全確保のため、係員の指示に従ってください。
- 小学生以下のお子様は、保護者の同伴をお願いします。
- 天候等により、予告なく訓練を中止する場合があります。
- 一部の訓練会場では、事故防止のため見学をお断りしています。
- 会場内におけるトラブル(事故やケガ、盗難、紛失等)につきまして、主催者は一切の責任を負い兼ねます。

消防試験研究センターからのお知らせ

危険物取扱者や消防設備士の資格取得をめざす皆さんへ

消防試験研究センターでは、危険物取扱者試験及び消防設備士試験を実施しています。

危険物取扱者・消防設備士の皆さんへ

免状は、10年ごとに写真の書き換えが必要です。有効期限切れにならないように注意してください。

一般財団法人 消防試験研究センター 静岡支部
TEL 054-271-7140 <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

※ 消防試験研究センターは、消防防災推進事業助成として、この訓練を支援しています。



安全・安心は、日々の訓練から

令和6年度
緊急消防援助隊 関東ブロック合同訓練

令和6年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練 訓練概要

主催者

総務省消防庁
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練静岡県実行委員会

訓練日

令和6年11月13日(水)、14日(木)

訓練会場

天城ふるさと広場・立岩石材興業(株)スコリア工場(伊豆市)、
二葉建設(株)東山工場(御殿場市)、田貫湖(富士宮市)
富士川緑地公園(富士市)、安田造船所敷地(下田市)ほか

主な参加機関

令和6年9月現在

- 消防機関
緊急消防援助隊(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)、名古屋市消防局、静岡県、静岡県内消防本部(局)、静岡県内消防団
- 関係機関
静岡県警察本部、陸上自衛隊、国土交通省、海上保安庁、静岡DMAT、認定NPO法人災害救助大静岡、(一社)静岡県建設業協会、静岡県生コンクリート工業組合、静岡県石油商業組合、鈴与商事(株)

詳しくはこちら

具体的な訓練内容及び協力機関等については、静岡県公式ホームページ(QRコード)からご確認ください。



お問合せ先

静岡県危機管理部消防保安課
TEL 054-221-2077
メール kinshoubo@pref.shizuoka.lg.jp

この印刷物は、6,000部作成し、1部当たりの印刷経費は4,9円です。

天城ふるさと広場 立岩石材興業(株)スコリア工場 (伊豆市)

地震による建物倒壊や土砂災害からの救助訓練を行います。
このほか、NBC災害に備えた救助訓練なども行います。

座屈倒壊建物救助訓練	11/13(水)14:00～17:00 11/14(木) 8:00～10:30
土砂災害救助訓練	11/13(水)14:00～17:00 11/14(木) 7:30～10:00
NBC災害救助訓練	11/13(水) 8:00～11:30

後方支援活動訓練／日本競輪選手養成所、さつきヶ丘公園
ヘリベース／富士山静岡空港
フォワードベース／愛鷹広域公園
ランディングポイント／川の駅伊豆ゲートウェイ園南

田貫湖 (富士宮市)

台風による水害で孤立した被災者の救助訓練を行います。
このほか、大規模火災を想定した遠距離送水、放水訓練なども行います。

浸水害救助訓練	11/13(水)13:00～18:00
大規模火災消火訓練	11/14(木) 7:30～10:30

後方支援活動訓練／日蓮正宗総本山大石寺駐車場
ランディングポイント／富士宮市消防本部西消防署北分署、
日蓮正宗総本山大石寺駐車場

富士川緑地公園 (富士市)

大規模火災を想定した空中消火訓練を行います。

大規模火災消火訓練	11/14(木) 9:00～10:30
-----------	---------------------

ランディングポイント／富士川渚空場

二葉建設(株)東山工場 (御殿場市)

※ 見学不可

土砂に埋もれた家屋や車両からの救助訓練を行います。
このほか、洪水で流された被災者の救助訓練を行います。

土砂災害救助訓練	11/13(水)11:30～15:30 11/14(木) 7:30～10:30
浸水害救助訓練	11/13(水)11:30～15:30

後方支援活動訓練／御殿場プレミアム・アウトレット駐車場
ランディングポイント／遊RUNパーク玉縄駐車場

安田造船所敷地 (下田市)

津波により海に流された被災者の救助訓練を行います。

津波災害救助訓練	11/13(水)10:30～14:00
----------	---------------------

令和6年度
緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練
11/13(水)・14(木)



KANTO BLOC

Tochigi

Gunma

Kanagawa

Chiba

Tokyo

Nagano

Saitama

Yamanashi

Shizuoka

Ibaraki